

法人・青色 申告の方

コロナ対策『復活支援金』

東京土建小平東村山支部で相談受付中

東京土建小平東村山支部では、「事業復活支援金」の相談窓口を開設しました。下記の内容と必要書類を準備し、組合へご相談ください。詳細はインターネットで「経済産業省 事業復活支援金」で検索してください。

こちらは、法人・青色申告を行っている方向けです。白色申告の場合は裏面をお読みください。

●申請期間●

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

●給付対象●

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②「2021年11月～2022年3月」のいずれかの月(対象月)の売上高が、「2018年11月～2021年3月の間の任意と同じ月(基準月)の売上高と比較して、30%以上減少した事業者が対象です。

●給付額●

- 法人事業所…上限最大 250万円
 - 個人事業主…上限最大 50万円
- 後ほど具体的に計算してみましよう。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

●申請のポイント●

- ①「継続的に事業を行っているか？」について税理士や行政書士の審査を受ける必要があります。審査には、請求書や銀行通帳などを提示する必要がありますので、整理と準備をしてください。
- ②給付金額は、売上金額の減少率に応じて給付金額が変わります。売上金額をご確認ください。

●申請までの流れ●

- ☑申告書(決算書)や売上台帳・通帳などの必要書類を準備してください。(メールアドレスが必要)
- ☑東京土建へ電話してください。
- ☑東京土建に申請必要書類を持参し、復活支援金の仮申請を行います。
- ☑行政書士の審査を受ける為、改めて日程調整
- ☑審査を受けて申請手続き完了
- ☑給付金が入金されます。

※復活支援金の申請には、不明点が多くご足労をお掛けする場合があります。予めご了承ください。

●売上を比較する期間は

- 基準月とは● 2018年11月～2019年3月
2019年11月～2020年3月
2020年11月～2021年3月のうちいずれか
- 対象月とは● 事業収入が30%以上減少した2021年11月～2022年3月までのいずれかの月

①基準月の売上は(A)…決算書から月々の売上金額を記

	11月	12月	翌年→	1月	2月	3月	5ヵ月間合計
2018年	円	円	2019年	円	円	円	円→
2019年	円	円	2020年	円	円	円	円→
2020年	円	円	2021年	円	円	円	円→

②対象月の売上は(B)…売上金額を記入

	11月	12月	翌年→	1月	2月	3月
2021年	円	円	2022年	円	円	円

③売上が減少している月の減少率を計算してみよう

- 減少率は、必ず同月を比べてください。
- 例…2019年1月を基準月とする場合は、
2022年1月が対象月となります。

減少率の計算は…

計算例→基準月売上 2019年1月 850,000円=A
対象月売上 2022年1月 240,000円=Bとすると
A(850,000円) - B(240,000円) = C(610,000円)
C(610,000円) ÷ A(850,000円) × 100 = 減少率 71.7%

$$\begin{aligned} & \text{基準月の売上 (A)} && \text{円)} \\ & \text{対象月の売上 (B)} && \text{円)} \\ & \text{A - B = (C)} && \text{円)} \end{aligned}$$

$$C \div A \times 100 = (\quad \%) \text{ 減少率}$$

減少率 30%以上で申請対象です。

④給付金額を計算してみよう

- 給付金額は
「基準期間」(基準月が含まれる5ヵ月間)の合計金額から「対象月の売上を5倍にした金額を引いた額」です。

計算例…2019年1月を基準月とした場合
2018年11月～2019年3月までの5ヵ月合計売上 = (Y)
Yから対象月の売上金額を5倍にした金額を引いた額 = (S)
Y 3,450,000円 - (250,000円 × 5) = 2,200,000円 (S)

$$\begin{aligned} & \text{基準期間の合計売上 (Y)} && \text{円)} \\ & \text{対象月の売上 (B)} && \text{円)} \\ & \text{Y - (B \times 5) = (S)} && \text{円)} \end{aligned}$$

Sを給付上限額と比べてください。給付上限額を超えた場合は、給付上限額で申請ができます。給付上限額を超えない場合は、Sが給付額となります。

●必要書類を準備しよう●

- ①基準月を含む確定申告書と青色決算書(法人決算書)
平成30年分～令和2年分まで期間分
- ②基準期間の売上に関する通帳
- ③基準期間の売上に関する請求書または領収書
- ④2021年11月から対象月までの売上台帳
(売上金額がわかる書類)
- ⑤メールアドレス(携帯電話で受信できるアドレス)
- ⑥身分証明書(運転免許証など)
- ⑦履歴事項全部証明書(法人のみ)

●準備ができたなら東京土建へ予約を●
予約が無い場合ご対応出来ません。 電話 042-342-2846

白色
申告の方

コロナ対策『復活支援金』

東京土建小平東村山支部で相談受付中

東京土建小平東村山支部では、「事業復活支援金」の相談窓口を開設しました。下記の内容と必要書類を準備し、組合へご相談ください。詳細はインターネットで「経済産業省 事業復活支援金」で検索してください。

こちらは、白色申告を行っている方向けです。法人・青色申告の場合は裏面をお読みください。

●申請期間●

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

●給付対象●

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②「2021年11月～2022年3月」のいずれかの月(対象月)の売上高が、「2018年11月～2021年3月の間の任意と同じ月(基準月)の売上高と比較して、30%以上減少した事業者が対象です。

●給付額●

■個人事業主…上限最大 50万円
後ほど具体的に計算してみましょう。

★売上減少率が50%以上…給付上限額 50万円

★売上減少率が30%以上50%未満…
給付上限額 30万円

●申請のポイント●

- ①「継続的に事業を行っているか？」について税理士や行政書士の審査を受ける必要があります。審査には、請求書や銀行通帳などを提示する必要がありますので、整理と準備をしてください。
- ②給付金額は、売上金額の減少率に応じて給付金額が変わります。売上金額をご確認ください。

●申請までの流れ●

- ☑申告書(決算書)や売上台帳・通帳などの必要書類を準備してください。(メールアドレスが必要)
- ☑東京土建へ電話してください。
- ☑東京土建に申請必要書類を持参し、復活支援金の仮申請を行います。
- ☑行政書士の審査を受ける為、改めて日程調整
- ☑審査を受けて申請手続き完了
- ☑給付金が入金されます。

※復活支援金の申請には、不明点が多くご足労をお掛けする場合があります。予めご了承ください。

●売上を比較する期間は

- 基準月とは● 2018年11月～2019年3月
2019年11月～2020年3月
2020年11月～2021年3月
のうちいずれか
- 対象月とは● 事業収入が30%以上減少した
2021年11月～2022年3月までの
いずれかの月

①基準月の売上は金額を計算しよう

白色申告書「収入金額(営業等)」を12ヵ月で割って平均売上月収を算出してください。

※注意※→コロナウイルス感染症対策で国または地方公共団体から支給された給付金・補助金は除いて計算してください。

計算例…2018年営業収入が6,900,000円の場合
6,900,000円 ÷ 12 = 575,000円…平均売上月収

2019年営業収入が5,500,000円の場合
5,500,000円 ÷ 12 = 458,333円…平均売上月収

計算例をもとに基準月の売上はこのようになります。

	11月	12月	翌年→	1月	2月	3月	5ヵ月間合計
2018年	575,000	575,000	2019年	458,333	458,333	458,333	2,524,999

②基準月の平均売上(A)は金額を計算しよう

	11月	12月	翌年→	1月	2月	3月	5ヵ月間合計
2018年	円	円	2019年	円	円	円	円
2019年	円	円	2020年	円	円	円	円
2020年	円	円	2021年	円	円	円	円

③対象月の売上(B)…売上金額を記入

	11月	12月	翌年→	1月	2月	3月
2021年	円	円	2022年	円	円	円

●減少率は、必ず同月を比べてください。

例…2019年1月を基準月とする場合は、
2022年1月が対象月となります。

減少率の計算は…

計算例→基準月売上 2019年1月 458,333円=A
対象月売上 2022年1月 240,000円=Bとすると
A(458,333円) - B(240,000円) = C(218,333円)
C(218,333円) ÷ A(458,333円) × 100 = 減少率 47.6%

$$\begin{array}{r} \text{基準月の売上 (A)} \quad \text{円} \\ \text{対象月の売上 (B)} \quad \text{円} \\ \hline A - B = (C \quad \text{円}) \end{array}$$

$$C \div A \times 100 = (\quad \%) \text{ 減少率}$$

減少率 30%以上で申請対象です。

●給付金額は、裏面④をご覧ください。
計算方法は同じです。

●必要書類を準備しよう●

- ①基準月を含む確定申告書(税務署の受付証明付き)
平成30年分～令和2年分まで期間分
- ②基準期間の売上に関する通帳
- ③基準期間の売上に関する請求書または領収書
- ④2021年11月から対象月までの売上台帳
(売上金額がわかる書類)
- ⑤メールアドレス(携帯電話で受信できるアドレス)
- ⑥身分証明書(運転免許証など)

●準備ができれば東京土建へ予約を●
予約が無い場合ご対応出来ません。 電話 042-342-2846